

## 田辺市デジタル田園都市総合戦略有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 田辺市におけるデジタル田園都市総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関して広く有識者からの意見を聴取するため、田辺市デジタル田園都市有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議は、次の事項に関して審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合戦略に関し市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 有識者会議は20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業団体、教育機関、金融機関、労働団体等の代表者
- (3) 市の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 有識者会議に座長1名を置き、委員の互選により選出する。

4 委員の任期は、委嘱の日から第1条に規定する総合戦略の策定が終了するまでとする。

### (座長)

第4条 座長は、有識者会議を総括する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

### (会議等)

第5条 有識者会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、座長が選出される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (書面決議)

第6条 座長は、緊急を要する場合その他会議を開くことが困難であると認める場合は、書面による決議をもって、会議における決議があったものとみなすことができる。ただし、座長が選出される前にあっては、市長が認めるときとする。

2 前項の決議は、委員の半数以上からの文書による回答をもって成立するものとする。

3 議事は、委員からの文書による回答の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

### (事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、企画部企画広報課に置く。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。